

消費者相談の事例から

賃貸住宅を借りる時、退去する時

トラブルにならないために

No. 187

新年度を前に新しくアパート等を借りる方もいらっしゃると思います。今回は部屋を借りる時、退去する時の注意点をお伝えします。

【事例1】

実際に物件を見ずに、スマホの不動産情報から電話とネットのやりとりのみで賃貸契約をした。引っ越してみたら、床に水漏れがあったため、すぐに解約を伝えしたが、全額返金は無理と言われた。

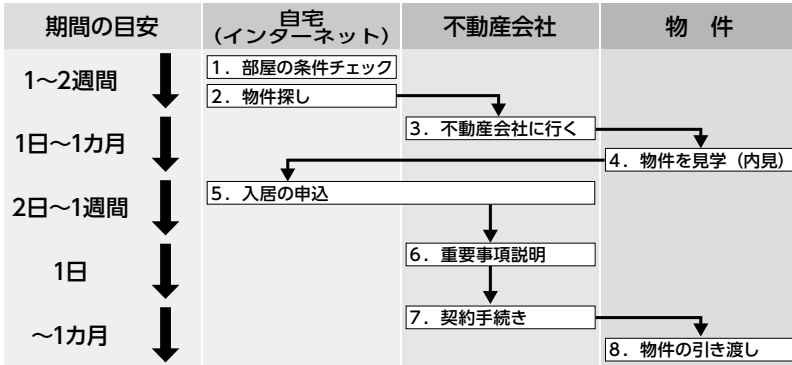
◎消費生活センターより

ネット社会の流れを受けて、店舗に向くことなく賃貸住宅の契約ができるようになってきましたが、後悔しないためには、部屋、設備等の状況、周辺環境などを自分の目で確認してから契約することが大切です。

また、代理、仲介をする不動産業者は契約前に「重要事項

説明書」を示して説明しなければなりません。この書面には、建物の状況や取引条件に関することが書かれています。よく読んでチェックし、わからないことは尋ねましょう。

図 物件探しから入居までの流れ



【事例2】

3年住んだアパートの退去時に管理会社から畳の表替えとクロスの張替え費用を支払うように言われた。クロスの一部はうっかり傷を付けたので仕方ないと思うが、畳は家具を置いていなかった部分の日焼けのみで納得できない。

◎消費生活センターより

この4月から施行される改正民法に、原状回復と修繕義務が明文化されました。自分が傷付けたクロスの負担は必要ですが、畳の日焼けは経年劣化として扱われ、支払う必要はありません。入居時に気になる傷や汚れがあれば、自分が付けたものでないことを証明するために、日付を入れた写真で残しておきましょう。貸主との話し合いで解決できない時には、簡易裁判所に民事調停や少額訴訟(60万円以下の金銭の支払いを求める場合)を申し立てることもできます。

お問い合わせは、

消費生活センター(2階)

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

文芸コーナー

短歌

息白し今朝も会えるかあの人に
いつかどこかで夢ものがたり

高山登美子

亡き兄の祝い返しの置時計

武居 敬子

神無月天のまものが雨ふらし

木幡 美子

愛の人中村哲氏アフガンに

山本 朋美

父の手も母とつないだ温もりも
忘れはしない幼き頃の

時女 礼子

俳句

コスモスや台風一過りんと咲く
二番穂の本番さながら黄金色

河野 智子
平出喜久子

川柳

破鍋のフタも必ず有る不思議
オレオレを諦めさせる遠い耳
安全な缶詰にする非常食

高山 英子
千葉加津子
今井ひさし

悲喜交わほど良く生きた一世紀
被災地へ虹を架けてるボランティア

吉野千枝子

核廃棄教皇熱いメッセージ

福田 研治

虹見せてツアーへ滝のおもてなし

塩田 加門

人混みへ覗きたくなる好奇心

風間 敬造

涙目も随所で光る形見分け
老い夫婦互いのお洒落に気が付かず

道譯 賢一
横田 清

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先

〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。